四　特定活動告示第三十五号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、国土交通大臣が認定した特定監理団体（外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第千百九十九号）にいう特定監理団体をいう。）の職員

第二条　第四号の次に次の一号を加える。

五　特定活動告示第三十八号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、本邦において本人を扶養することとなる者若しくは本邦に居住する本人の親族又は本人を扶養する者の在留資格認定証明書の交付の申請の代理人となっている者

附　則

この告示は、平成二十七年二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

○法務省告示第六十四号

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第三項第一号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第三項第一号の規定に基づき法務大臣が定める機関を定める件を次のように定める。

平成二十七年一月二十九日

法務大臣　上川　陽子

出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第三項第一号の規定に基づき法務大臣が定める機関を定める件

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第十九条第三項第一号の法務大臣が定める機関は、次のとおりとする。

一　出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成二年法務省告示第百三十一号。以下「特定活動告示」という。）第三十二号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、国土交通大臣が認定した特定監理団体（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）にいう特定監理団体をいう。）

二　特定活動告示第三十五号に掲げる活動を行おうとする者にあっては、国土交通大臣が認定した特定監理団体（外国人造船就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第千百九十九号）にいう特定監理団体をいう。）

附　則

この告示は、平成二十七年二月一日から施行する。

○法務省告示第六十五号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の名称の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年一月二十九日

法務大臣　上川　陽子

変更前の名称

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

変更後の名称

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

変更年月日

平成二十六年十一月三十日

○外務省告示第二十九号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日にジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表3の2B群は、同協定第十九条の規定に従い、次のように修正され、その修正は、平成二十六年八月四日に効力を生じた。

（平成二十六年九月一日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十七年一月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

2　B群

2.1　独立行政法人国立大学財務・経営センター
2.2　独立行政法人建築研究所
2.3　独立行政法人航空大学校
2.4　独立行政法人電子航法研究所
2.5　独立行政法人水産総合研究センター
2.6　独立行政法人農林水産消費安全技術センター
2.7　独立行政法人森林総合研究所
2.8　独立行政法人国立高等専門学校機構
2.9　大学共同利用機関法人
2.10　全国健康保険協会
2.11　独立行政法人国際農林水産業研究センター
2.12　独立行政法人造幣局
2.13　日本年金機構
2.14　独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
2.15　独立行政法人海技教育機構
2.16　自動車検査独立行政法人
2.17　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
2.18　独立行政法人国立公文書館
2.19　独立行政法人国立がん研究センター
2.20　独立行政法人国立成育医療研究センター
2.21　独立行政法人国立長寿医療研究センター
2.22　独立行政法人国立国際医療研究センター
2.23　独立行政法人工業所有権情報・研修館
2.24　独立行政法人種苗管理センター
2.25　独立行政法人教員研修センター
2.26　独立行政法人大学入試センター
2.27　独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
2.28　独立行政法人国立循環器病研究センター
2.29　独立行政法人水産大学校
2.30　独立行政法人国立病院機構
2.31　独立行政法人農業環境技術研究所
2.32　独立行政法人国立環境研究所
2.33　独立行政法人物質・材料研究機構
2.34　独立行政法人航海訓練所
2.35　独立行政法人産業技術総合研究所
2.36　独立行政法人農業生物資源研究所
2.37　独立行政法人国立健康・栄養研究所
2.38　独立行政法人情報通信研究機構
2.39　独立行政法人労働安全衛生総合研究所
2.40　独立行政法人放射線医学総合研究所
2.41　独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
2.42　独立行政法人製品評価技術基盤機構
2.43　独立行政法人国立文化財機構
2.44　独立行政法人大学評価・学位授与機構
2.45　独立行政法人国立青少年教育振興機構
2.46　独立行政法人家畜改良センター
2.47　独立行政法人海上技術安全研究所
2.48　独立行政法人国立美術館
2.49　独立行政法人国立科学博物館
2.50　独立行政法人国立印刷局
2.51　独立行政法人防災科学技術研究所
2.52　独立行政法人酒類総合研究所
2.53　独立行政法人統計センター
2.54　独立行政法人交通安全環境研究所
2.55　国立大学法人
2.56　独立行政法人国立女性教育会館
2.57　独立行政法人日本貿易保険
2.58　独立行政法人港湾空港技術研究所
2.59　独立行政法人土木研究所
2.60　独立行政法人経済産業研究所

○農林水産省告示第百九十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年一月二十九日

農林水産大臣　西川　公也

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）